

學界展望

近代中國外交史研究について

——特にアヘン・アロー兩戰爭期の
中英關係を中心にして——

井上裕正

小論は近代中國外交史に關する從來の研究成果を回顧し、外交史研究が當面する課題を明らかにしようとするものである。その際、主要な對象をアヘン・アロー兩戰爭が起きた十九世紀三〇〜五〇年代、清朝の道光・咸豐兩朝の時期に置き、當該段階の中國を繞る國際關係に演じたイギリスの役割に注目して中英關係を中心に考えてみたい。

我が國に於ける近代中國外交史研究の歴史を振り返ると、既に大正から昭和にかけて、概説的研究が主に法學出身の研究によってなされている。それらは一面從來のヨーロッパ中心の外交史に對する反省乃至批判を含んでいたが、他面當時の日中關係を背景に書かれたのもあつた。したがって、それらの研究は當時の中國情勢に力點を置くあまり、十九世紀に關してはごく簡単に述べられるにすぎず、しかも内容的には、一九一〇年代に出版された H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, 3 vols. (Shanghai, 1910, 1918) に到底及ばなかつたのである。このよう

な狀況下に中國外交史研究に着實な業績をあげられたのが矢野仁一氏である。明清時代に於けるポルトガルとの關係史を扱った『支那近代外國關係研究』(弘文堂 一九三〇)、『アヘン戰爭と香港』(弘文堂 一九三九)、『アロー戰爭と圓明園』(弘文堂 一九三九) など一連の外交史研究を氏は精力的に世に問われたのである。この時期に關する中國外交史の基本史料である『籌辦夷務始末』を利用できない段階にあつて、氏は『東華錄』、『清史稿』、『中西紀事』などの中國側史料を、數多くの外國側史料と照らし合はすことにより、外交史上の諸事實を實證的に追究されると同時に、アヘン・アロー兩戰爭を遂行したイギリス政府の負うべき道義上の責任を解明された。今日尙、矢野氏の一連の外交史研究は氏の他の業績とともに中國近代史研究者にとって缺くべからざる地位を失つてはいない。

さて、一九三〇年前後に中國側の外交文書とも云うべき『籌辦夷務始末』の影印本が出版されたことは、それまで外國側史料に多くを依存していた外交史研究に一大轉機を齎した。すなわち、日本に於いても一九四〇年代よりこの史料を利用した研究が開始されている。その先驅者が植田捷雄氏である。『國際法外交雜誌』を中心に活躍された植田氏は、法學的研究方法により中國外交史と取組まれ、『阿片戰爭論』(一)(二)、『國際法外交雜誌』第四二卷第一〜三號、一九四三)、『南京條約の研究』(一)(二)(同第四五卷第三・四・五・六號、一九四六)などを發表されると同時に、列國の權益獲得史、就中、租界の研究に秀れた業績をあげられたのである。

戰後になつてからは、『籌辦夷務始末』その『補遺』、『四國清檔』などの中國側の新史料、さらには外國側の未公刊記錄の利用が可能

となり、研究の個別化、緻密化が進められている。しかし、我が國に於けるこの分野の研究は必ずしも盛んではないように思われる。その中にあってこの時期の外交史研究に多大な業績をあげられたのは坂野正高氏である。^③

坂野氏は植田氏によって先鞭をつけられた法學的方法により、處女論文「阿片戦争後における最惠國待遇の問題」(『東洋文化研究』第六號、一九四七)を始め、國際法學を分析の武器とする一連の外交史研究を發表されてきた。その中でも坂野氏が特に精力的に取組まれたのはアロー戦争期の外交史である。

周知のように、アロー戦争とはアロー號事件を發端とする中國と英・佛との戦争であり、この結果として締結された天津條約(一八五八年)、北京協定(一八六〇年)は、アヘン貿易の合法化、外交使節の北京駐劄權、開港場の増加——特に、揚子江流域の開放が重要——、揚子江の航行權、沿岸貿易權、内地布教權、中國移民の外國渡航公認など、列強の條約權益を一層擴大したのである。

從來の研究史を振り返ると、まず、戦争の直接原因であるアロー號事件については、古くは矢野前掲書『アロー戦争と圓明園』が事件の経過とイギリス政府の不當性を明らかにし、最近では J. Y. Wong, "The 'Arrow' incident: a reappraisal", *Modern Asian Studies*, vol. 8, no. 3 (1974) がイギリス側の新史料を踏まえて、やはりイギリス政府の不當性を主張されている。アロー戦争については、右にあげた矢野氏の研究のほか、C. S. Leavenworth, *The Arrow War with China* (London, 1901), H. Cordier, *L'expédition de Chine de 1860 de 1857—58* (Paris, 1905), *L'expédition de Chine de 1860* (Paris, 1906), 陳恭祿「四國天津條約成立之經過」

(『金陵學報』第一卷第二期、一九三一)、郭斌佳「咸豐期中國外交概觀」(『國立武漢大學社會科學季刊』第五卷第一期、一九三五)、D. Bonner-Smith and E. W. R. Lumby, *The Second China War, 1856—1860* (London, 1954), 魏建猷『第二次鴉片戰爭』(上海人民出版社 一九五五)、蔣孟引『第二次鴉片戰爭』(三聯書店 一九六五)、D. Hurd, *The Arrow War: an Anglo-Chinese Confusion, 1856—1860* (New York, 1967)。最近では『中國近代史叢書』『第一次鴉片戰爭』(上海人民出版社 一九七二)、天野元之助『第二次アヘン戦争』(『追手門學院大學文學部紀要』第八號、一九七四)などがある。このうち、コルディエ氏の研究がフランス側の事情に詳しく、また、ボナア・スミス氏らの研究がイギリス海軍史の立場からなされているという特徴はあるにしても、以上の諸研究は概して戦争経過、條約交渉の解明に主力が注がれていた。つまり、外交交渉を主たる研究對象としていたわけである。

これに對して坂野氏によってなされた研究の最大の特徴は、外交交渉よりもむしろ對外政策決定過程の究明にむかわれた點にある。まず第一に、坂野氏は當該段階に於ける清朝外交機構の變遷過程に注目された。この問題については既に、張忠絛、陳文進、陳體強、S. M. Meng (蒙忠明) 諸氏の研究があったが、坂野氏はさらにこの問題と本格的に取組まれ、『總理衙門』設立の背景^④(一)(二)(『國際法外交雜誌』第五二卷第四號、同卷第五號、第五二卷第三號一九五二—五三)、「天津條約(一八五八年)調印後における清國外交機構の動搖——欽差大臣の上海移駐から米國公使ウォードの入京まで」(一)(『國際法外交雜誌』第五五卷第六號、第五六卷第一號、一九五七)、「總理衙門の設立過程」(『近代中國研究』第一輯、一九

五八)、「北京に於ける對露交渉機構の變貌——天津條約(一八五八年)調印から一八六〇年五月まで」(『近代中國研究』第三輯、一九五九)という一連の『總理衙門』研究を發表されたのである。そして、その研究成果は *China and the West 1858—1861: the Origins of the Tsungli Yamen* (Cambridge, Mass., 1964) に結實されている。

坂野氏は近代中國外交史を「近代的國際關係の中へ強制的に編入された舊中國の反撥、適應的過程」と把らえ、總理衙門を「かかる意味での反撥、適應的政治的通路」と規定された^①。その際、宮崎市定氏によって既に明らかにされたアロー戦争を繞る「和平派」と「主戦派」との對立を、當時の清朝政府内部の權力關係と外壁との力學的關係の中に、より詳細に検討され、「和平派」を機構化したものとしての總理衙門の成立過程を克明に解明されたのである。

次に、同じく坂野氏によってなされたイギリスの中國政策決定過程に關する重要な指摘をあげよう。その第一は、當該段階に於いてイギリスの中國政策を基本的に向づけた中國市場のポテンシャルティーに關するものである。すなわち、イギリスは中國市場のポテンシャルティーを高く評價し、それが積極的な中國政策を生みだしていたわけだが、所謂『ミッチェル報告』を契機にイギリス政府はこの『神話』化していた中國市場のポテンシャルティーを再検討することになる。『ミッチェル報告』については、同時代人マルクスがこの報告に注目してより以來、我が國に於いても近年、衛藤瀋吉^②、田中正俊らの諸氏による研究が發表されて中國社會經濟史の分野で論議をよんでいることはここで述べるまでもないだろう。

ところで坂野氏は、恐らく N. A. Pelcovits, *Old China Hands*

and the Foreign Office (New York, 1948) を参照されたことと推察するが、「いわばミッチェル報告的思考ともいえるべきものが、十九世紀後半の英國外務省の對華政策を規定した^③」と述べられ、『ミッチェル報告』を契機とする中國市場のポテンシャルティーに對するイメージ轉換がイギリスの中國政策をも轉換せしめたとして、『ミッチェル報告』の外交史上に於ける意義を明らかにされたのである。

また坂野氏は、「當時、外國側ことに英國側の當局者の理解の仕方には、(中略)清朝の政治構造を中央集權的とみる見方が支配的であった。外國側ことに英國が外交使節の北京常駐を強く要求したのは、使節を北京に常駐させれば、北京政府に直接に説得による外交的な壓力を加えることにより、北京政府をして地方官憲を動かさせて條約港における條約を守らせることができる^④と考えたからである^⑤」と述べられ、イギリスによる外交使節の北京駐劄權の強い要求を、清朝政治構造が中央集權的であるというイメージから説明されるところにも、このイメージと前述した中國市場の新しいイメージとに規定され、イギリスの中國政策が従来の砲艦政策とは違った、外交使節の外交的壓力を中心に据えた新しい政策へと轉換したことを指摘されたのである。

以上、從來の外交交渉中心の外交史研究に對して、坂野氏が對外政策決定過程中心の研究に秀れた業績をあげられ、また重要な指摘をされてきたことを述べた。しかし、氏の研究にも問題點はなくはない。それを窺い知る最も好い例として、外人稅務司に對する坂野氏の理解に眼を向けてみよう。

南京條約によって開港した五港のうち、外國貿易が飛躍的に伸

び、遂には廣東をぬいて外國貿易の中心となったのは上海である。

この上海に於いて一八五四年に外人稅務司制度が成立する。ここで外人稅務司制度成立の経緯を詳しく述べる暇はないが、要するにこの制度は稅關事務を外人の稅務司に委任するもので、のちに天津條約附屬通商規則によつて全開港場に適用され、稅務司を統轄する總稅務司があらたに設置される。ところで、外人稅務司・總稅務司に占めるイギリスの地位は絶大で、特に總稅務司は歴代イギリス人の獨占するところであつた。その意味からもこの制度は中英關係史上に見逃しえない存在であり、また總稅務司は總理衙門に直屬していたから、總理衙門理解にも無視しえない要素である。

やてこの制度によつては、S. F. Wright, *Hart and the Chinese Customs* (Belfast, 1950), J. K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast: The opening of the Treaty Ports 1842-1854*, 2 vols. (Cambridge, Mass., 1953), 金城正篤「一八五四年上海における『稅務司』の創設——南京條約以後の中英貿易と稅務司創設の意義——」『東洋史研究』第二四卷第一號、一九六五、J. J. Gerson, *Horatio Nelson Lay and Sino-British Relations 1854-1864* (Cambridge, Mass., 1973) があつた。

まず、フェアバンク氏は開港後の五港情勢を考察しながら、特に上海に於ける外人稅務司制度の成立過程を明らかにされた。次にガースン氏は上海外人稅務司を勤め、のち初代總稅務司となったホレイシオ・ネルソン・レイについて、またライト氏は、二代目總稅務司ロバート・ハートによつて、各々その公的活動を明らかにされた。さて、以上の三氏の理解によれば、この制度は中國官僚の腐敗を除去し、政府の關稅收入を確保すると共に、中國と西洋という異質

な「體制」の接觸に不可避な衝突を緩和する「潤滑油」乃至「緩衝器」の役割を果たしたとされる。そして、坂野氏もこの立場にたたれているのである。^②

これに對して金城氏は、近代中國の「半植民地」化過程との關連からこの制度を考察され、外國が中國の「半植民地」化をすすめる際にこの制度が演じた政治外交的役割をこそ重視すべきであると論じられてフェアバンク氏らの見解を批判されたのである。

右のように、この制度には相違する二つの見解がある。前述したようにこの制度が近代中國外交史、就中、中英關係史上に占めた役割を考慮するならば、かかる理解の相違は單にこの制度だけにとどまらず、アヘン戰爭以來の近代中國外交史研究に關わる重大な問題を提起しているのではなからうか。そのような問題意識からわれわれは次に、近代中國外交史の起點と看做されているアヘン戰爭に關する研究狀況を祖上にのぼせねばならぬ。

近代中國外交史の起點であるアヘン戰爭（一八三九～四二年）は亦、中國近代史の開始期とも見做されている重要な事件である。^③したがって、この戰爭に關する研究は非常に豊富で、從來様々な視角から追究されてきた。

アヘン戰爭を考える場合、その前史ともいふべき十七世紀以來の中英通商關係史を無視するわけにはいかない。これについては、戰前には、A. J. Sargent, *Anglo-Chinese Commerce and Diplomacy* (Oxford, 1907), H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635-1934*, 5 vols. (Oxford, 1926-29), E. H. Pritchard, *The Crucial Years of Early Anglo-*

Chinese Relations, 1730—1800 (Pullman, Washington, 1936)

張德昌「清代鴉片戰爭前之中西沿海通商」『清華學報』第一〇卷第一期、一九三五、藤田正典「十七・十八世紀に於ける英支通商關係」『東亞論叢』第一號、一九三九、百瀬弘・沼田軾雄「近代支那と英吉利」(螢雪書院、一九四〇)、戦後には、英國産業資本主義の發展を踏まえた松田智雄『イギリス資本と東洋』(日本評論社、一九五〇)、衛藤瀆吉「阿片戦争以前における英國商人の性格」(『東洋文化研究所紀要』第三冊、一九五二)、ジャーディン・マセソン商會の保存記録を利用した M. Greenberg, *British Trade and the Opening of China, 1800—1842* (Cambridge, 1951) がある。また、アヘンがイギリスの對インド、對中國關係に於いて不可欠な「商品」であったことについては多くの指摘があるが、D. E. Owen, *British Opium Policy in China and India* (New Haven, 1934) が今日尙、最も高い水準を示している。イギリス(=東インド會社)のアヘン政策はそれまで出超だった中國の貿易收支を入超にし、その結果たる銀の流出は所謂「銀貴錢賤」現象を生み出し、ここに中國社會はアヘンの害毒と相俟って未曾有の混亂に陥った。これに關しては、小竹文夫「清代における銀・錢比價の變動」(『支那研究』第二二號、一九三〇)、佐々木正哉「阿片戦争以前の通貨問題」(『東方學』第八輯、一九五四)、來新夏「鴉片戦争前後銀貴錢賤的情況和影響」(『歷史教學』一九五六年第九期)、彭澤益「鴉片戦後十年間銀貴錢賤波動下的中國經濟與階級關係」(『歷史研究』一九六一年第一期)などの研究がある。

一八三三年に東インド會社の對中國貿易獨占權が撤廢され、所謂「自由貿易」の波が中國に押し寄せたが、これに對する中國は從來

の廣東公行制度に固執したため、イギリス政府はかかる制度とそれに密接に關連する中華意識的外交の打破を強く望んだ。これについてはグリーンバーク前掲書、衛藤前掲論文、同「砲艦政策の形成——一八三四年清國に對する——」(『國際法外交雜誌』第五三卷第三號、一九五四)があり、また廣東公行制度については、梁嘉彬「廣東十三行考」(商務印書館、一九三七)、彭澤益「清代廣東洋行制度的起源」(『歷史研究』一九五七年第六期)、佐々木正哉「粵海關の陋規」(『東洋學報』第三四卷第一・二・三・四合併號、一九五二)、内田直作「清代の貿易獨占機構」(『成城大學經濟研究』第五・六號、一九五六)などがある。

一八三〇年代の中英對立は林則徐のアヘン沒收、燒却という中國側の嚴禁政策を直接の契機としてアヘン戦争にエスカレートする。この間の清朝政府内部に於けるアヘン對策を繰る「嚴禁派」と「弛禁派」との對立について、矢野仁一「黃爵滋及び林則徐の鴉片奏議について」(『高瀬博士還曆記念支那學論叢』(弘文堂、一九二八)、來新夏「鴉片戦争前清政府的禁煙問題」(『南開大學學報』(人文科學)第一期、一九五五)、田中正美「アヘン戦争時期における抵抗派の成立過程——アヘン對策をめぐって」(『東アジア近代史の研究』御茶の水書房、一九六七)がある。

戦争は終始軍事力のまさる英國側の優勢下にすすみ、結局、南京條約の締結(一八四二年)となるが、戦争經過については、前掲のモースの *The International Relations of the Chinese Empire*, vol. 1, 矢野「アヘン戦争と香港」、植田「阿片戦争論」のほか、姚薇元「鴉片戦争史實考」(新知識出版社、一九五五)、郭廷以「近代中國史(第二冊)」(商務印書館、一九四〇)、Chang Hsin-pao (張

著者)、*Commissioner Lin and The Opium War* (Cambridge, Mass., 1964) があり、また「南京條約」についてはほとんどの研究が觸れているが、植田前掲論文「南京條約の研究」、同「續南京條約の研究」(『國際法外交雜誌』第四六卷第三號、一九四七)、英修道「一八四二年南京條約について——本條約項および附屬文書内容、治外法權條項に關する研究」(『法學研究』第二卷第一號、一九四九)が特に詳しい。

南京條約により廣東公行制度は打破され、開港場も五港に増加された。同時に、引續いて締結された中英虎門奏追加條約(一八四三年)、中米望廈條約(一八四四年)、中佛黃埔條約(同)は、中國にとつて領事裁判權(治外法權)、協定關稅(關稅自主權の喪失)、片務的最惠國待遇を槓杆とする不平等條約であつた。

以上のようにアヘン戰爭研究史を概観してみると、アヘン戰爭の歴史的諸事實の確定についてはかなりの研究蓄積があることに氣付く。しかし、筆者がここで前述した問題意識から問題にしたいことは、そのような研究蓄積があるにも拘らず、アヘン戰爭に對する理解に次に述べるような大きな相違があることである。そして、かかる相違を生みだすような研究狀況の解明こそが、先に觀た外人稅務司・總稅務司研究をも含めて、近代中國外交史研究が當面する最大の課題をわれわれに與えてくれると思われるのである。

さて、既に述べたように、アヘン戰爭に到る中英通商關係史に於いて最も重要な位置を占めたのはアヘン貿易であり、また中英間の武力衝突(アヘン戰爭)を惹起した直接原因もアヘン問題であつた。この點は研究者の統一の見解となつてゐる。しかるに、アヘン戰爭の歴史的意義を規定する根本原因として、アヘンを重視する立

場と比較的に輕視する立場とに大きく分れてゐる研究狀況がある。今、假に前者を「重視論」、後者を「輕視論」と呼ぶ。

まず「重視論」は、中英關係を本質的には封建主義社會と資本主義社會との對立と把握し、特に資本主義の侵略的性格を強調する。この立場にあつては、アヘンこそが當該段階に於ける資本主義の侵略を具現化したものと觀て、中英間の基本矛盾としてのアヘンを重視するのである。また、アヘン・アロー兩戰爭期を資本主義の侵略という一貫した視座から把握すると同時に、一八五四年に試みられた條約改正交渉でイギリスがアヘン貿易の合法化を要求し、一八五八年に取極められた天津條約附屬通商稅則によつてアヘン貿易が合法化された経緯を重視して、アヘン戰爭を「第一次アヘン戰爭」、アロー戰爭を「第二次アヘン戰爭」と呼ぶのである。

「重視論」は亦、外國資本主義の侵略に對する統治者階級と中國人民の對應の相違を峻別する。すなわち、統治者階級内に一部の「抵抗派」の存在を認めながらも、「投降派」(『滿洲統治者階級』の「買辦」的對應を指摘し、他方、中國人民による「反英闘争」)、「反侵略闘争」を高く評價する。そして、アヘン戰爭を以て、中國社會の「半封建半殖民地化」並びに中國人民の「反封建反帝運動」の開始、つまり中國近代史の開始と理解するのである。

「輕視論」に移ろう。「輕視論」にあつてもアヘン貿易の重要性とアヘン戰爭の直接原因としてのアヘン問題について異論がないことは先に述べた。では、アヘン戰爭の眞因は何處にあつたと觀のらうか。

「輕視論」は當該段階に於ける中英關係の基本を異質な「體制」の接觸・對立と捉える。異質な「體制」の對立とはより具體的には、

イギリスに代表される自由貿易主義・近代國際關係と清朝中國の獨占的な廣東公行制度・中華意識の外交との對立、或は「條約體制」と「朝貢體制」との對立を意味する。そして、アヘン問題はいかかる異質な「體制」の對立を爆發せしめた火花にすぎないと理解する。したがって、この立場から觀たアヘン戰爭は「第一次中英戰爭」、アロー戰爭は「第二次中英戰爭」と命名され、また、南京條約については、その不平等性を認めつつも、この條約によつて中國を「朝貢體制」から「條約體制」に移行せしめたとむしろ積極的に評價する面さえあるのである。

以上でアヘン理解に如實にあらわれた近代中國（外交）史理解の相違を明らかにしたと思う。そして、先に外人稅務司・總稅務司理解に觀た異なる二見解も亦、このようなより根本的な理解の相違に根ざすものであるとはいまさら説明するまでもないだろう。ともあれ、外交史研究が當面する課題は、それが根本に係わるだけに重大である。われわれはこの課題を如何に克服すべきであらうか。

「輕視論」が主張するように、近代に於ける中國と歐米との關係は、政治、經濟、文化など様々な面に互つており、それを異質な「體制」の接觸と全體的に把握すること自體は正しいし、また充分意味がある。しかし、要はかかる研究上の視點が中國近代史研究にどこまで有效かという點にある。つまり、多面的な關係の中で中國近代史を基本的に規定する對立點は何處にあったかがとりわけ問題となる。既に指摘されたように、中英關係の基本はその通商（經濟）關係にあった。具體的にいうなら、當該段階に於けるイギリスは中國の市場性——就中、棉製品の輸出と茶の輸入——に着目していたのである。したがって、中國「體制」の當面の異質性は、中國

市場に對する高いイメージと棉製品輸出の不振という現實のギャップとして認識された筈である。「朝貢體制」が大衆消費製品である棉製品の輸出に不都合であったところにこそ、イギリスがかかる「體制」の打破を目差した最大の理由があるのではなからうか。

では、經濟面での對立を主要内容とする「體制」的對立の中で、アヘンは單にコップの水を溢れさせた最後の一滴にすぎなかったのであらうか。答えは否である。すなわち、アヘンは棉製品輸出の不振に苦惱するイギリスの對中國貿易に於ける帳尻決済手段として輸出されたのである。まさしくアヘンこそ、「重視論」が主張するように中英經濟關係の矛盾を端的に表現するものにほかならなかった。と同時に、アヘン貿易はイギリスのインド政廳の重要な財源であつたとともに、インドのイギリス工業製品需要のかんりの部分が、インドに於けるアヘン生産に依存していたのである。すなわち、中英關係は兩國の經濟關係を基礎に把握されるだけではなお不充分であり、イギリスの世界市場形成との關連の中で理解されてこそ、はじめて眞の全體像を構成できるのである。

次に、「輕視論」の所謂「自由貿易主義」が生産力格差を前提とするイギリスによる「獨占」と他國の「從屬」を本質的に意味することについては、既にマルクスが指摘したところである。また、所謂「近代國際關係」、「條約體制」も歐米資本主義の世界市場形成との連關の中で把握されねばならず、「條約體制」も不平等だが、「朝貢體制」もやはり不平等であつたというが如きは、あまりにも皮相な把握であらう。これと關連して筆者は、近代國際法の成立過程がヨーロッパに於ける資本主義の發達と密接に關係し、しかもそれがあくまでもヨーロッパ中心の法秩序體系であつたことを明記してお

きたい。

以上、筆者はアヘン理解を繞る「重視論」と「輕視論」について検討を加え、それが本質的には近代中國（外交）史に對する理解の相違に由來することを明らかにした。中國の對外關係を總體的に把らえるという幅廣い視角を持ちながらも、「重視論」が指摘するところの西歐資本主義の侵略性とそれに伴なう中國市場の從屬化という重要な經濟的側面を輕視する「輕視論」は正當に批判されねばならないだろう。そして、かかる批判は、所謂「近代國際關係」、或いは總稅務司理解から判斷して「輕視論」の立場にあると思われる坂野氏にもいえるのではなからうか。とりわけ氏の總理衙門に對する把握は、やや制度史的的理解に傾いた嫌いがあるように思われる。「重視論」の立場から觀れば、總理衙門についても亦違つた理解ができるのではなからうか。

ところで、この時期の中國外交史を考える際、内政と外政を相互連關的に把握するためにも忘れてならないのは太平天国（一八五〇～六四年）の存在である。太平天国との關連に力點を置いた外交史研究として、鈴江言一「太平天国と外國關係」（『滿鐵調査月報』第一四卷第一〇號、一九三四）、秋永肇「太平天国外交史論」（『臺北帝大文政學部政學科研究年報』第七號、一九四一）、鈴木從道「太平天国の外國關係」（『史學』第二二卷第二號、一九四三）、外山軍治「上海道臺吳健彰」（『學海』第一卷第七號、一九四四）、同「上海の紳商楊坊」（『東洋史研究』第九卷第四號、一九四五）、同「太平天国と上海」（高桐書院 一九四七）、同「太平亂に於ける清朝の外國に對する援助要請」（『史林』第三一卷第三・四號、一九四九）、植田捷雄「太平亂と外國」（『國家學會雜誌』第六二卷第九號、同卷

第一二號、第六三卷第一・二・三號、一九四八～四九）、坂野前掲論文『總理衙門』設立の背景、J. S. Gregory, *Great Britain and the Taipings* (Canberra, 1969), S. Y. Teng (鄧嗣禹), *The Taiping Rebellion and the Western Powers: A Comprehensive Survey* (Oxford, 1971) 田代英, *China's use of foreign military assistance in the Lower Yangtze Valley, 1850—1864* (『中央研究院近代史研究集刊』第二期、一九七二) などがある。

これらの研究は總じて、イギリスの對太平天国政策の解明を目差したものと見えよう。まず植田氏はイギリスの對太平天国政策の變遷を明らかにされ、無關心乃至漠然とした期待の時期（一八五〇～一五三年）、中立政策（一八五三～一六〇年）、干渉政策（『清朝援助』（一八六〇～六四年）と三區分されたが、この分期法にはその後の諸研究者も基本的に同意している。次に坂野氏は、植田説を繼承しつつ、中立政策は清朝に「好意的な中立」であるとして中立政策の本質をより明確にし、また、イギリスの對清朝援助は清朝政府強化の觀點により、必ず北京政府を通じてなされるべきと決定されていたことを明らかにされた。グレゴリー氏はイギリス側史料によつて對太平天国政策の變遷をより詳細に跡づけると同時に、イギリスが干渉に踏み切つた理由を検討され、干渉は基本的には在華イギリス人の生命並びに權益の保護に限定された防衛であつたと論じられた。また鄧氏は、太平天国を包括的に考察する中で特に外國との關係を重視し、坂野氏の所謂「好意的中立」を條約改正交渉（一八五四年）と關連させて説明されるとともに、太平天国の存在を利用して清朝より多くの讓歩を獲得しえたイギリスの巧みな外交、イギリスの援助に對する曾國藩の反對などを指摘された。

最後に、この時期の異色な研究として、クリミア戦争（一八五三—一八五六年）が極東に及ぼした影響に關する研究を紹介しよう。古くは奥平武彦『クリミア戦争と極東』(一)『國際法外交雜誌』第三五卷第一號、同卷四號、一九三六、外山軍治『上海とクリミア戦争』(『學海』第四卷第一號、一九四七)、最近では J. J. Stephan, "The Crimean war in the Far East", *Modern Asian Studies*, vol. 3, No. 3 (1969) 中三治「クリミア戦争と東アジア」(『史林』第五七卷第五號、一九七四)がある。また時期は少し前になるが、ナポレオン戦争の極東への波紋については、中江健三「嘉慶年間の英國の澳門占領について」(『史淵』第一九號、一九三八)、同「嘉慶年間の澳門占領について」(一)(二)『歴史學研究』第九卷第一〇號、第一〇号第二號、同卷第三號、一九三九(四〇)がある。

これらの研究が示唆することは甚だ重要である。なぜなら、近代中國外交史の見逃し得ない側面として、資本主義の不均等發展という經濟的基礎に裏付けられた複雑な國際關係のうちに中國が巻き込まれた點を指摘しているからである。一例をあげれば、アロー戦争に於ける英佛連合の説明として、從來、イギリスにはアロー戦争事件が、フランスにはシャブドレーヌ神父殺害事件があったというに止まっているが、この問題は當時の英佛關係全體の中で考察されねばならない。すなわち、當時フランスのナポレオン三世の外交政策はウィーン條約（一八一五年）で定められた國境の修正を目標とし、そのためイギリスの中立化、或は對英同盟の保持を基本方針としていた。このことを前提として、クリミア戦争への参加、英佛通商條約締結（一八六〇年）とともに、對中國戦争に於ける英佛連合の歴史的背景も始めて理解できるのである。

要するに、當該段階に於ける中國を繞る國際關係は、(歐米列強)對(中國)という側面とともに、列強間の對立・同盟關係が中國に於いて展開されるという側面をも持っていた。そして、天津條約、北京協定の規定により外交使節の北京駐劄權が承認されたことは、かかる複雑な國際關係が北京の外交界で繰り廣げられ始めたことを意味したのである。このような視點からする研究は從來あまりなく、今後の研究が一層望まれる。

アヘン・アロー兩戦争期中中英關係を中心に、以上、近代中國外交史の研究狀況を概觀した。この時期に於ける外交史研究はかなりの蓄積があり、特に近年、中英双方の新史料を驅使した詳細な個別的な研究が發表されている。今後もかかる實證的研究がなされるべきことは勿論である。が、それと同時に、小論がアヘン問題理解を手掛かりに提示したように、單に外交史に止まらず中國近代史理解にも係わる方法論上の懸隔が嚴に存在していることも看過してはならない。近代中國外交史研究が中國近代史を總體として把握するために行なわれねばならないことは自明の理であるにも拘らず、このことを確認せねばならない研究の今日的狀況があるのではなからうか。より具體的にいうならば、中英關係を經濟的基礎の上に考察すべきこと、その際にイギリスの世界市場形成との關連の中で理解すべきこと、中國の内政及び中國を繞る國際關係にも留意すべきこと、以上が外交史研究の當面する方法論上の基本課題と思われる。そして、かかる視點を踏まえた研究は隣接諸分野とも密接に係わってくるであらうし、從來の外交史範疇ではもはや把えきれないものかもしれないことを最後に提言しておく。

尙、小論では中英關係を中心としたため、アメリカ、フランス、ロシア等、近代中國外交史研究に缺くことのできない國々については言及できなかった。當該段階の中國外交史が中英關係を主軸にしたとはいえ、かかる不充分さは筆者も認めるところである。その點も含めて、小論に對する讀者諸兄の忌憚ない御叱正を乞う次第である。

註

① 牧野義智『支那外交史』（金港堂書店 一九一四）、橋本増吉『支那の外交關係』（外交時報社 一九二〇）、齊藤良衛『支那國際關係概観』（國際聯盟協會 一九二二）、同『近世東洋外交史序説』（巖松堂 一九二七）、窪田文三『支那外交通史』（三省堂 一九二八）、稻坂碯『近世支那外交史』（明治大學出版部 一九三〇）など。

② 尙、『籌辦夷務始末』を利用した中國での先驅的研究に、蔣廷黻『琦善與鴉片戰爭』（『清華學報』第六卷第三期、一九三二）、陶元珍『讀『琦善與鴉片戰爭』』（『大公報圖書副刊』第七七期、一九三五）、夏鼎『鴉片戰爭中的天津談判』（『外交月報』第四卷第四期、一九三四）がある。

③ 植田捷雄『在支列國權益概説』（巖松堂 一九三九）、同『支那に於ける租界の研究』（巖松堂 一九四二）。尙、アヘン・アロー兩戰爭期の概説書として『東洋外交史概説——中國開國編』（日光書院 一九四八）がある。

④ 尙、一九五四年にアヘン戰爭の史料集として、齊思和（等）『鴉片戰爭』全六冊（神州國光社）が出版された。また、佐々木正哉氏はイギリスの外務省保存記録の中から發見された漢文

文書を集めた新史料集として、『鴉片戰爭前中英交涉文書』（巖南堂 一九六七）、及び『鴉片戰爭の研究・資料篇』（東京大學出版會 一九六四）をだされた。これらの史料については、次掲の坂野正高『政治外交史——清末の根本資料を中心として』を参照されたい。

⑤ 最近では、論文集『近代中國外交史研究』（岩波書店 一九七〇）、外交史研究の理論的枠組みを扱われた『現代外交の分析——情報・政策決定・外交交渉』（東京大學出版會 一九七一）、高度の概説書『近代中國政治外交史——ヴラスコ・ダ・ガマから五・四運動まで』（東京大學出版會 一九七三）、根本資料の詳しい解説『政治外交史——清末の根本資料を中心として』（坂野正高・田中正俊・齋藤藩吉共編『近代中國研究入門』東京大學出版會 一九七四）を發表されているが、いずれも外交史專攻者の必見の書である。

⑥ 張忠鈺『鴉片戰前清廷辦理外交之機關與手續』（『外交月報』第二卷第二期、一九三三）、同『鴉片戰爭至英法聯軍期中清廷辦理外交之機關與手續』（『外交月報』第二卷第五期、一九三三）、同『總理衙門之緣起』（『外交月報』第三卷第一期、一九三三）、陳文進『清代之總理衙門及其經費』（『中國近代經濟史研究集刊』第一卷第一期、一九三三）、陳體強『中國外交行政』（商務印書館 一九四四）、S. M. Meng, *The Tsinchi Yamen: Its Organization and Functions* (Cambridge, Mass., 1962)

⑦ 坂野前掲『總理衙門』設立の背景（一）頁三〇。

⑧ 宮崎市定『英佛聯台軍の北京侵入事件——特に主戰論と平和

論」(『東亞研究所報』第二四號、一九四三)

⑨ 衛藤藩吉「ミツチル報告書について」(『東洋文化』第二〇號、一九五六)

⑩ 田中正俊「西歐資本主義と舊中國社會の解體——『ミツチル報告書』をめぐって——」(福島正夫編『仁井田陞博士追悼論文集 第一卷 前近代アジアの法と社會』勁草書房 一九六七)

⑪ 坂野良吉「中國近代——半殖民地社會變革の把握をめぐって——田中正俊氏の一連の研究によせて——」(『歴史學研究』第三八七號、一九七二)を参照されたい。

⑫ 坂野前掲書『近代中國政治外交史』頁二五六。

⑬ 同右 頁二五七。

⑭ 同右 頁二三三、二七四。

⑮ 中國近代史の起點については、一九五〇年代より中國で行なわれた「中國近代史分期問題」及び「資本主義萌芽問題」でも討論されたが、一般にはアヘン戦争を起點とする説が有力である。これについては、田中正俊「中國社會の解體とアヘン戦争」(岩波講座『世界歴史』第二卷 岩波書店 一九七二) 頁二二—二三を参照されたい。

⑯ 佐々木正哉「イギリスと中國——アヘン戦争への過程」(榎一雄編『西歐文明と東アジア』平凡社 一九七二)は、銀錢比價の問題をも含めてこの時期に關する秀れた概説である。

⑰ 尙、東インド會社の中國貿易獨占權撤廢よりアロー戦争に至るまでの英國例の事情を取扱った研究として、W. C. Costin, *Great Britain and China, 1833—1860* (Oxford, 1937) が

詳しい。

⑱ 田中正美氏には「阿片戦争前における『漢奸』の問題」(『東京教育大學文學部紀要』第四六號「史學研究」、一九六四)、「阿片戦争と漢奸」(『歴史教育』第一三卷第一號、一九六五)があり、「漢奸」を華南沿海地方の社會經濟的矛盾との關連で考察されている。

⑲ 尙、近年、條約を中心とした外交史の概説書として、植田捷雄『東洋外交史』(山内(東京大學出版會 一九六九、一九七四)が出版された。

⑳ 「重視論」の立場から、アヘン戦争も含めて中國近代史を通觀した研究として、范文瀾『中國近代史』上冊(人民出版社 一九四七)、胡繩『帝國主義與中國』(三聯書店 一九四九)、丁名楠(等)『帝國主義侵華史』等一卷(人民出版社 一九六一)がある。尙、この立場からのアヘン戦争史研究としては、鮑正鵠前掲書のほか、丁名楠(等)「第一次鴉片戦争——外國資本主義侵略中國の開端——」(『中國科學院歷史研究所第三所集刊』第一期、一九五四)、論文集として、列島編『鴉片戦争史論文專集』(三聯書店 一九五八)などがある。また最近では、天野元之助「アヘン戦争」(『追手門學院大學文學部紀要』第二號、一九六八)、中國近代史叢書『鴉片戦争』(上海人民出版社 一九七二)がある。

㉑ 范文瀾前掲書 頁六〇。

㉒ 「重視論」の立場からは中國内部の「買辦」的階級に關する研究も盛んで、黃逸峰「關於舊中國買辦階級的研究」(『歷史研究』一九六四年第三期)同「帝國主義侵略中國の一箇重要支

柱——買辦階級」(『歴史研究』一九六五年第一期)、汪敬虞「十九世紀外國企業中的華商附股活動」(『歴史研究』一九六五年第四期)などがある。また「反英闘争」については、戴學稷「兩次鴉片戰爭期間廣東人民的反侵略闘争」(『復旦學報』人文科學、一九五六年第一期)、廣東省文史研究館編『三元里人民抗英闘争史料』(中華書局 一九五九)、趙矢元「三元里抗英起義及其歷史意義」(『歷史教學』一九六二年第六期)などのほか、多數ある。

尚、日本人の研究には、鈴木中正「清末攘外運動の起源」(『史學雜誌』第六二編第一〇號、一九五三)、寺廣映雄「廣東における抗英運動」(『大阪學藝大學紀要』(A)人文科學(2)、一九五四)があり、運動の指導者層の究明を目差している。また、外國人研究者の『G. W. F. Wakeman, Jr., *Strangers at the Gate: Social Disorder in South China, 1839—1861* (Berkeley and Los Angeles, 1966) がある。

㉔ 范文瀾前掲書 頁七七。

㉕ 「輕視論」の立場からの通史的研究として、例えば、J. K. Fairbank, *The United States and China*, 3rd ed. (Cambridge, Mass., 1971) がある。尚、ノッブ・バンク氏は「輕視論」の代表的存在であり、中國固有の國際秩序たる「朝貢體制」の研究を精力的に行なわれ、J. K. Fairbank and S. Y. Teng, "On the Ch'ing tributary system", *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 6, No. 2 (1941), J. K. Fairbank, "Tributary trade and China's relations with the West," *Far Eastern Quarterly*, vol. 1, No. 2 (1942), J. K.

Fairbank, ed., *The Chinese World Order: Traditional China's Foreign Relations* (Cambridge, Mass., 1968) などを發表されている。

㉖ 尚、アヘン戦争の經濟的意義を重視した先驅的研究に、宮崎其二「アヘン戦争の經濟的意義」(『社會經濟史學』第二卷第二號、一九三三)がある。また最近、イギリスの世界市場形成との關連からアヘン戦争を研究史整理的に概説されたものに、田中正俊前掲「中國社會の解體とアヘン戦争」がある。

㉗ マルクス『「ニューヨーク・デイリー・トリビューン」紙 一八五八年九月二五日付社説』(大内兵衛・細川嘉六監譯『マルクス・エンゲルス全集』第二卷 大月書店 一九六四) 頁五二八。

㉘ J. K. Fairbank, *The United States and China*, p. 137

㉙ 田畑茂二郎『國際法』I (有斐閣 一九五七) 頁三六—三八。

㉚ 尚、この問題に關する「重視論」の系列のものとして、嚴中平「一八六一年北京政變前後中英反革命的勾結」(『歷史教學』一九五二年第四、五期)、姚瑛「太平天国革命運動中外國資本主義的武裝干涉」(『歷史教學』一九五四年第八期)、石力成「從對外關係看太平天國的悲劇」(『歷史研究』一九六一年第一期)などがあり、イギリスを始めとする外國の清朝援助を列強資本主義と「買辦」的清朝政府の結合と理解している。

㉛ 本池立「フランス第二帝政から第三帝政へ」(岩波講座『世界歴史』第二〇巻 岩波書店 一九七一) 頁五五—五七。